解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十七日開催の評議員会および平成二十四年二月二十八日開催の理事会の決議により、平成二十四年三月二十九日文部科学大臣認可を受け、平成二十四年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

奈良県天理市守目堂町二一三番地の四

財団法人天理教一れつ会

代表清算人　田中　信行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

広島県尾道市美ノ郷町白江五三二番地

財団法人白江会

代表清算人　柚木　延敏

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

広島県三原市皆実四丁目八番一号

財団法人三原シティプラザ振興財団

代表清算人　伏見　暁

解散公告（第二回）

当公社は、国土交通省中国地方整備局長の認可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

山口県住宅供給公社

清算人　嶋岡　正三

解散公告（第二回）

当公社は、国土交通省中国地方整備局長の認可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

山口県山口市水の上町一番七号

山口県土地開発公社

清算人　嶋岡　正三

解散公告（第二回）

当公社は、総務大臣及び国土交通大臣の認可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

山口県山口市水の上町一番七号

山口県土地開発公社

清算人　嶋岡　正三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

愛媛県大洲市長浜町出海甲一二六四番地一

財団法人出海地区有林管理会

代表清算人　畑山　博志

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

福岡市西区大字太郎丸八〇五番地の一

財団法人福岡市下水道資源センター

代表清算人　井上　隆治

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

長崎県諫早市高来町下与二九四番地一

財団法人小江地区山林会

清算人　山﨑　弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十八日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

福島県福島市小倉寺神ノ前一六番地の三

財団法人福島市水道サービスセンター

代表清算人　後藤　広孝

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

千葉県千葉市若葉区源町二八〇番地

財団法人千葉市動物公園協会

代表清算人　小川　信正

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

神奈川県横浜市磯子区中原一丁目一番二八号

社団法人神奈川県労働総合センター

代表清算人　佐藤　潔

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

新潟県柏崎市茨目三丁目八番三〇号

財団法人柏崎市農業振興公社

清算人　遠山　和博

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月二十三日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

石川県白山市北安田町一〇五六番地一

白山市松任北安田土地区画整理組合

清算人代表　香川　正文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

静岡県伊豆市佐野一〇七番地

財団法人佐野振興会

清算人　山下　喜博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

山口県萩市大字椿東二七一〇番地

財団法人椿東教育後援会

代表清算人　嶋村　理郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十七日開催の評議員会および平成二十四年二月二十八日開催の理事会の決議により、平成二十四年三月二十九日文部科学大臣認可を受け、平成二十四年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

山口県山口市水の上町一番七号

山口県道路公社

清算人　嶋岡　正三